

「国有林野の溪畔周辺の取扱いについて」を踏まえた
具体の取扱いについて

北海道森林管理局

平成25年3月26日

24北計第98号 北海道森林管理局長

一部改正 令和2年3月26日

元北計第112号 北海道森林管理局長

「国有林野の溪畔周辺の取扱いについて」を踏まえた具体の取扱いについて

国有林野の溪畔周辺の取扱いにあたっては、「国有林野の溪畔周辺の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 12 日付け 24 国経第 18 号林国有林野部長通達) (以下、「通達」という。) によるほか、以下に留意するものとする。

1 溪畔周辺の範囲

(1) 基本的考え方

本取扱いにおける「溪畔周辺」とは、常時水流のある溪流や河川 (国有林野施業実施計画図や国土地理院の地形図 (1/25000) に掲載されている溪流、河川)、湖沼等の水辺 (通常、増水や氾濫といった攪乱を直接受ける場所を含む) からその地域の高木性樹木の平均樹高の幅を目安に概ね片側 2.5 m 以上とするが、例えば天然生林において片側 2.5 m にこだわらず溪流等に接する斜面下部を一体的に取り扱うなど、地形や森林の一体性等を考慮し、現地の状況に応じて柔軟に取り扱うものとする。

(2) 小班分割の考え方

溪畔周辺の小班分割は原則として主伐をした場合に行うものとする。ただし、主伐を行う場合でなくとも、同一林小班内で溪畔周辺とその他の区域で明らかに異なる取扱いとする場合は、小班分割を行うことを妨げないものとする。

ア 国有林野施業実施計画において、溪畔周辺を含む林小班で主伐を計画する際の小班区画の考え方は以下のとおりである。

- ① 溪畔周辺で伐採を行わない場合は、同一林小班内で伐採を行う区域の面積のみ伐採造林計画簿において部分指定することとする。
- ② 主伐を行う場合であって、伐採方法が同一林小班内において異なる (例えば水辺から 2.5 m までを溪畔周辺と考えて、その箇所は択伐、その他は複層伐など) 場合は小班分割をし、伐採造林計画簿においてそれぞれの伐採方法及び面積で伐採指定することとする。

イ 収穫調査時には、上記アで決めた区画線に関わらず、現地の状況を踏まえて溪畔周辺とそれ以外の区画線を測量等により確定させ、伐採後、この区画線によってアの①の場合は新たに小班区画をし、②の場合は計画時に行った小班区画の修正・変更をするとともに、溪畔周辺を保護樹帯に位置づけるものとする。

ウ また、間伐を計画する場合であって、同一林小班内で伐採率等の取扱いを異にする場合は、上記ア、イと同様の取扱いとする。

エ 施業を行う溪畔周辺は、上記ア、イ、ウ等により順次小班区画されていくことになるが、主伐等が当面ないことにより小班区画されない場合であっても、「溪畔周辺」林分が含まれる林小班内での事業実施にあたっては、当該林分が将来「溪畔周辺」として小班区画されることを念頭に「2 溪畔周辺の事業実施における留意点」に基づき取り扱うものとする。

オ 施業を行う育成単層林及び育成複層林に限らず、天然生林においても、上流から下流までの連続性の確保の観点等から必要な場合には、適宜、溪畔周辺を小班区画することとする。

カ 小班区画した溪畔周辺については、「国有林野管理経営規程の取扱いについて」（平成18年2月13日付け17北計第104号北海道森林管理局長通達）の5に基づき、同通達の別紙2「地況、林況等調査結果の整理要領」により、「溪畔林」として森林管理局長に報告することとする。

2 溪畔周辺の事業実施における留意点

具体的な取扱いの考え方は以下のとおり。

(1) 人工林の施業

間伐を繰り返しつつ天然生林へ誘導することを基本とする。

更新は原則として天然下種第2類とするが、更新が期待できない場合は植栽等の更新補助作業を行う。なお、植栽する場合はその地域に本来生育する樹種を選定するとともに、遺伝的攪乱を防止する観点から、苗木の産地に配慮する。

また、保育が必要な林齢の場合は、その地域や水辺に本来生育すると考えられる植生への誘導を念頭に、植栽木の成長を阻害しない範囲で天然更新木の保残や下層植生の維持に努める。

(2) 育成天然林の施業

天然生林へ誘導することを基本とする。

育成天然林の施業履歴は多様であるが、例えば植込み箇所などは「(1) 人工林の施業」と同様に取り扱うなど、それぞれの林況に応じた施業を行うものとする。

(3) 天然生林の施業

原則、施業を行わないものとする。ただし、(4)、(5)は除く。

(4) 路網整備

溪畔周辺における林道、森林作業道の新設は原則行わないこととし、やむを得ず作

設する場合も横断のみに留め、溪畔を長距離にわたって走行することは避けるものとする。

既設の林道の維持、修繕、改良（作業道の格上げを含む）、復旧工事はできるものとするが、必要最小限の攪乱となるよう努める。また、「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き」等を参考に本来成立すべき植生の維持・形成に資する手法を積極的に採用することにより、溪畔周辺の生物多様性への影響の低減に努める。

(5) 治山事業（災害復旧を含む）

溪畔周辺に、治山施設を設置（資材運搬路の開設等を含む）する場合は、「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き」等を参考に、本来成立すべき植生の維持・形成に資する手法を積極的に採用することにより、溪畔周辺の生物多様性への影響の低減に努める。

3 その他

(1) 学識経験者等からの意見聴取等

溪畔周辺において希少種が発見されるなど、取扱いに注意を要すると考えられる場合は、必要に応じ学識経験者の意見を求めるものとする。

(2) 事業発注における留意事項等

各種事業を発注する際は、これまでも各事業における標準仕様書等に自然環境への配慮、保全が盛り込まれているところであり、「自然環境」には溪畔周辺が含まれることに留意するとともに、現地の状況により特に留意させる必要がある事項は仕様書等に記載し、適切に実行されるよう指導を行うものとする。

(3) 溪畔周辺の状況の把握

日常の巡視や空中写真、各種調査事業を活用して溪畔周辺の状況の把握に努め、溪畔周辺の日常的な施業及び管理や森林計画の策定に反映させるものとする。

(4) 保護林設定の検討

把握した情報により必要と考えられる場合は保護林の設定を検討するものとする。